二　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
三　登録事項の変更の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項
四　犬が死亡した場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二号及び第三号に規定する事項
五　登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　犬又は猫が死亡したとき。
二　第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

2　法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

3　法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。

4　法第三十九条の八の規定による届出は、法三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。第二項において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録）

第二十一条の十二　マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条　法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通（第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあっては、正本のみ）を添えてしなければならない。

（新設）

（新設）

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条　法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。